

令和6年 第5回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和6年6月28日(金) 15時から 16時20分

2. 開催場所 東神楽町役場新庁舎3階委員会室A

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第4号 あっせん委員の指名について

第7 議案第5号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第8 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

主任 武田 翔太

開会

事務局長	それでは皆さんこんにちは。先週の道内研修、大変お疲れさまでした。事務局の調整不足のため、2、3ヶ所まわれないところもあったようで申し訳ありません。それでは、早速はじめて参ります。只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和6年東神楽町農業委員会第5回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読します。ご起立願います。今日は4番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、豊かで活力ある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	---

あいさつ

会長	はい。皆さんこんにちは。今日は7月の総会ということで、それぞれが非常に忙しい中、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。先ほど局長の方からお話しありましたが、3日間の研修、皆さんで行けてとても良かったと思います。毎回、会長として何かを話さなければいけないと思って色々見るのですが、農林水産省のホームページを見ると食料関係の法律が変わって、農業者への締めつけが強くなっていると感じています。また、別の法案も出されているようで認定農業者の仕組みも変わるようです。政府が農業者へ行っていく交付金のポイントにもなっていくようで、段々と農業者にとって厳しくなっていくのかなと思っております。話しが長くなるのでやめます。今回総会、それほど案件は多くありませんが皆さんの慎重審議よろしく願います。
----	--

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事の方に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、本日は6番伴野竜太委員、7番北山委員です。以上よろしく願います。
----	---

【報告】 農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局より願います。
武田主任	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。5月28日から30日に東京都にて全国農業委員会会長大会及び上川地方農業委員会連合会都府県農業事情視察研修へ島田会長に出席いただいております。5月31日に土地開発公社理事会に島田会長に出席いただいております。6月5日に現況証明願に係る現地確認に島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、安藤委員に出席いただいております。6月7日に加工所運営委員会に島田会長に出席いただいております。6月17日から19日に滝川市ほかにて東神楽町農業委員会道内視察研修に委員全員に出席いただいております。以上です。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	はい。ありがとうございました。続きまして日程第3議案第1号農地法第18条第6項の規定について、事務局より説明願います。
武田主任	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。今回1件ございます。番号6番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積33,004㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇。解約成立日は、令和6年6月1日。土地の引渡日、令和6年6月27日となっております。こちら合意解約となっております、解約の事由といたしましては、貸借契約の整理のため、解約したいということとなっております。当初契約期間、平成29年2月28日及び平成30年3月30日から令和8年12月18日までの強化法の解約となっております。こちら後に出てきますが、昨年の〇〇国営基盤整備に係る、賃貸契約の整理のためのものです。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。こちらにつきまして、皆さまから何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と致します。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして、日程第4議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明お願いいたします。
武田主任	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今月1件あがってきております。番号2番です。所有権移転、売買となりまして、売主が〇〇さん。買主が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。総面積が797.05㎡。経営状況につきましては、旭川市において53,445㎡を耕作しておりまして、労力総数が2名となっております。対価は100,000円で、取得者の国籍については日本となっております。この度、宅地付属の小規模の畑を隣の宅地を購入される方へ売買するといった案件となっております。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局の説明があつたとおりでございます。補足させていただきますと、当該農地は元〇〇さんの宅地脇の畑でありまして、ご本人は数年前に亡くなっており、現在は旭川市にお住いの〇〇さんが相続されております。〇〇さんも会社員で、管理が大変とのことでありましたが、面積が小規模で近隣で受け手もいなかったため、やむなく旭川市の方へ売買となりました。〇〇さんにおかれましては、旭川市〇〇に乗馬体験などができる観光牧場を経営されている方で、2町ほど牧草を作られ、山林も管理されています。本人とも直接お会いしております。特段問題ないかと思いますがよろしく願います。
会長	はい。ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、皆さんの方から質問等ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きます、日程第5議案第3号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。
武田主任	はい。今回、所有権移転が3件、利用権設定の新規案件が8件となっています。23番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか8筆。総面積が44,956㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限は令和7年1月28日までとなっております。売買価格につきましては、10,540,000円。反当価格は250,000円となっております。こちら農地保有合理化事業に係る公社売渡の案件となっております。前所有者〇〇さん、〇〇さんの土地の賃貸10年が終了したことにより公社から買取するといったものです。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足させていただきますと、平成27年の1月に〇〇さんと〇〇さんから公社への売買が成立しております。田で250,000円です。平成27年3月より公社と〇〇さんの間で10年間の賃貸借を結んでおりましたが、今回賃貸が終了し〇〇さんへ売渡しとなる案件であります。〇〇さんは、新規就農をしてから10年ほど経ち精力的に頑張っておられ問題ないかと思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員から説明ありましたが、こちらの案件につきまして皆さんの方から質問等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きます24番。
武田主任	24番。所有権移転を受ける者、〇〇。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか35筆。総面積が181,826㎡。こちら売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限、令和6年12月19日までとなっております。売買価格につきましては31,290,000円。反当価格は田200,000円、畑100,000円となっております。こちらも農地保有合理化事業の公社売渡の案件となっております。前所有者〇〇さん、〇〇さんの土地の賃貸5年が終了したことにより公社から買取するといったものです。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足させていただきますと、令和元年の12月に〇〇さん、〇〇さんから公社へ売買が成立しております。田が200,000円、畑100,000円です。令和2年2月から公社と〇〇さんで5年間の賃貸契約を結んだもので、今回賃貸が終了し〇〇さんへ売渡しとなる案件であります。〇〇さんは、後継者も2名おりました問題ないかと思いますが慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	はい。ありがとうございました。こちらの案件につきまして皆さんの方から質問等ございませんか。
伴野代理	補足なのですが、先ほど23番の案件、〇〇さんは10年。こちらは5年ということになっておりますが、新規就農の場合は10年というものが認められていて、今回のような形となっております。この当時を知っているのが、もう会長と私だけになったもので、念のため説明させていただきました。5年、10年の違いでありました。以上です。

会長	それと昔は、10年と5年、選べたかと思います。皆さんも知っているかと思うんだけど、あれの境っていつだったかな。今は5年が基本ですけど、5年が基本になったのいつでしたっけ。
武田主任	その境は分かりませんが、だいたい10年ほど前なのかと思います。
伊藤委員	今も新規就農の10年はある？
武田主任	今も新規就農ですとか、5年では難しいといった方、農協の了承が必要なのですが、10年はありえます。
会長	皆さんの方からこの件に関しまして、他に補足、確認等ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして25番。
武田主任	25番。所有権移転を受ける者、〇〇。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか16筆。総面積が136,590㎡。売買となっております。所有権移転日、本日。対価の支払い期限は令和6年10月28日までとなっております。売買価格につきましては、15,380,000円。反当価格、田200,000円、畑は地番〇〇-〇〇、〇〇が120,000円。それ以外の畑が100,000円となっております。こちら農地保有合理化事業に係る公社売渡の案件となっております。前所有者〇〇さんの土地の賃貸5年が終了したことにより公社から買取するといったものです。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。担当、伴野竜太委員。
伴野委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。補足させていただきますと、令和元年10月に〇〇さんから公社への売買が成立しておりまして、田200,000円。畑が120,000円、傾斜地で100,000円です。令和元年12月から公社と〇〇さんで5年間の賃貸契約を結んだもので、今回賃貸が終了し〇〇さんへ売渡しとなる案件であります。法人化もされており問題ないかと思いますが、慎重審議よろしく申し上げます。
会長	はい。ありがとうございます。担当委員からの説明終わりましたが、こちらの案件につきまして皆さんの方から質問等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして、利用権設定関係であります。26番から32番まで国営事業に絡む貸替え案件であります。事務局からの一括説明後、担当者からの説明とさせていただきます。それでは事務局お願いいたします。
武田主任	利用権設定新規案件で昨年度〇〇の基盤整備の案件です。26番。利用権設定を受ける者、〇〇さん。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積21,649㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期は、6月28日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は57,700円。反当価格は11,000円となっております。27番。利用権設定を受ける者、〇〇さん。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が17,255㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、6月28日から令和15年11月30日までの10年間となっております。賃貸料は34,500円で、反当価格は11,000円となっております。28番。利用権設定を受ける者、〇〇。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が19,063㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、6月28日から

	<p>令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は、27,300円で、反当価格は11,000円となっております。29番。利用権設定を受ける者、〇〇。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が22,649㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、6月28日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は、39,000円で、反当価格は11,000円となっております。30番。利用権設定を受ける者、〇〇。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が31,669㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、6月28日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は180,200円で、反当価格は継続案件の平場の圃場が14,000円、基盤整備のところは11,000円となっております。31番。利用権設定を受ける者、〇〇。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が22,649㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、6月28日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は、39,100円で、反当価格は11,000円となっております。最後、32番。利用権設定を受ける者、〇〇。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。仮地番〇〇-〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が17,255㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権の設定の始期が、6月28日から令和15年11月30日までの10年間。賃貸料は30,100円で、反当価格は11,000円となっております。こちらそれぞれ工区でいうと〇〇農区南側となります。元々は、南北で3人の方がそれぞれ耕作されていたのが、基盤整備によって東西で3枚の圃場ができて、このような賃貸となりました。</p>
会長	ありがとうございました。担当、伴野代理。
伴野代理	<p>ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。今回、まとめて説明させていただきますが、昨年度工事が終了し、今年度から一時利用指定となる訳ですが、今まで縦に使っていた圃場を地形の関係もあり横に作らざるおえなくなり今回の案件となりました。全体的に入り組んだ所が多く、現況を見てもらうと分かるのですがまっすぐな所がないような状態であります。昨年終了した75農区を参考に、関係者一同話し合っただけで反価11,000円。期限は10年ということで決めたものであります。問題なかろうかと思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	はい。ありがとうございました。担当者からの説明ありましたが、こちらの件につきまして皆さんの方から質問等ないでしょうか。
伊藤委員	<p>一点よろしいでしょうか。国営の一時指定ということですが、私達も設計の時にこういう所がありまして、この部分は誰にしようか一時指定時に決められるかと思うのですが、それを3件で割ることになったと大変だったと思います。賃貸10年ということですが、換地処分を見込んでないでしょうか。</p>
伴野代理	〇〇が終わるだろうと見込んでの期間で決めました。
武田主任	<p>国営の基盤整備が始まった時に一時指定地の利用となるのですが、期間については換地処分が終わるまでを考えた時に長いところだと10年かかることも考えられる。賃貸料については、これまで底地の面積で賃貸を行っている、それらを考慮しての期間、賃料設定となっております。</p>
会長	他に皆さんから何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして33番ですが、会議規則15条の規定よりまして、〇〇の

	退席を求めます。
会長	事務局より説明をお願いします。
武田主任	33番。利用権設定を受ける者、〇〇さん。利用権設定をする者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇の内〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積が8,788㎡。貸借権の設定、賃貸借となっております。利用権設定の始期が、6月28日から令和6年11月30日までの1年間。賃貸料は61,000円で、反当価格は7,000円となっております。賃貸期間は、〇〇さんと〇〇さんとの間で元から賃貸を結んでいた水田の既存契約に合わせて令和6年11月までの1年間としております。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。ただいま事務局の説明があったとおりであります。補足をさせていただきます。今、お話しがあったとおり、〇〇さんが元々管理されていたのですが、昨年12月にお亡くなりになられまして、息子の〇〇が相続されております。〇〇さん自体は別の仕事をされていまして、〇〇さんの奥さんもご高齢であり管理するのが難しく、今回、家も隣で〇〇でもある〇〇さんに管理を依頼したいと息子さんより話がありました。地目は水田ではありますが、地番図を見ていただくとハウスが何棟か残っていますが、今年ハウスは撤去しております。しかし、これまでトマトやとうきびを〇〇さんは作られていて、以前から畔は既にある状態でありました。今後、賃貸につきましては、水田として復元するのは難しいため、そのまま畑として利用するというので、反当価格7,000円と両者話し合いの中、設定しています。事務局からも説明ありましたが、期間については、以前から借りている土地と合わせるために1年間の賃貸契約となっております。〇〇さんにおかれましても後継ぎもできまして、普段から細かく綺麗に管理されております。特段問題ないとは思いますが、慎重審議の方よろしくお願ひいたします。
会長	はい。ありがとうございます。担当委員からの説明終わりましたが、こちらの件に関しまして皆さんの方から何か質問等ございませんか。
伊藤委員	地主の〇〇さんの地番図で、赤枠に入っていない2棟のハウス部分ですが、ここは賃貸されないということでしょうか。
蒔田委員	先ほど説明したトマトのハウスがあった土地になります。地目については、事務局お願いします。
武田主任	この赤枠に入っていない部分、畑になるのですが今回は賃貸ないと聞いております。赤枠部分が転作田になるのですが、この部分のみの賃貸となります。
伊藤委員	ちなみに〇〇さん〇〇さん分筆されているのですか。お二人で〇〇-〇〇を持っているということになりますか。
武田主任	内地番1・2は、田か畑の違いになります。
前田委員	確認ですが、国営受益地でありますか。
武田主任	はい。そうです。受益地です。
会長	受益地ということは聞いておりました。先ほど蒔田委員の説明でもしましたが、畑として使うということで、5年水張り対応は厳しいとっておりました。現在は受益地ではありますが、実際工事が入るとなった際に外すことはできます。うちもそうなのですが、受益地内にハウスがたくさん建っていて、初めに受益地から外してほしいと相談したが、国営担当からはそのままにしておいて欲しいとの話がありました。換地の際の振替地にもなるし、必ず田んぼにしなければならないという訳ではないのです。水活からは外れますが、逆にそこへ畑よせできるということにもなるので

	す。受益地にしておけば。
北山委員	ここが水活対象水田になるとするのであれば、他のところへ振替えられるんです。一度、水活から外れて畑扱いにしてしまうと、田になったとしても水活の当たらない田になってしまうんです。だから1度頑張って水を張って工事を迎えてもらおうと換地もスムーズになるのかと思うんです。
会長	なるほどですね。参考になる意見です。水活のあたらない田が一部入った圃場になることは問題ないんですよ。
北山委員	問題はないんだけど。工事後にどのようにおさえていくのかというところはありますよね。
会長	うん。再生協になるのかな。分かりました。1度、この件につきましてはその他案件とすることといたしまして、他にご意見等なければ決定としてよろしいでしょうか。何だかすみません。それでは決定とします。議案に戻ります。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	続きまして、日程第6議案第4号あっせん委員の指名について事務局より説明願います。
武田主任	はい。それでは申し出のあった案件について、説明いたします。1番申出人住所、〇〇、氏名、〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか1筆。総面積12,602㎡となっております。2番申出人住所、〇〇、氏名、〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積18,333㎡。となっております。3番申出人住所、〇〇、氏名〇〇さん。所在地〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。総面積3,526㎡となっております。すべて農振農用地区域内で申し出理由売買です。以上です。
会長	ありがとうございました。あっせん委員の指名ですが会長一任でよろしいですか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは指名させていただきます。1番、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。2番、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。3番、伴野代理、伊藤農地部会長、安藤委員。以上よろしくお願いたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定します。

【議案】 農地の現況証明願いについて（農委処分）

会長	続きまして、日程第7議案第5号農地の現況証明願いについて事務局より説明願います。
武田主任	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。今月は1件となっております。番号1番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積が456㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては50年以上前から宅地として利用となっております。所有者は〇〇さん、申請人は息子さんの〇〇さん。こちらは6月5日に、島田会長、伴野代理、伊藤農地部長、安藤委員、事務局で現地確認を実施しました。実際には宅地として使われており、耕作不可能であると判断しました。以上です
会長	はい。ありがとうございます。担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりでございます。場所ですが、農協の道路を挟んで向かえ側、〇〇さんの近くになります。こちら市街化区域内ということもありますし、現地確認もさせていただき農

	地ではないと判断させていただきましたが、改めて慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	ただいま担当委員より説明ありましたが、皆さんから何か質問等ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは交付いたします。

【その他】

会長	続きまして、日程第8その他についてお願いいたします。
事務局	7月総会の日程について